

福井県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令

令和2年3月4日
福井県警察本部訓令第13号

改正

令和4年3月18日本部訓令第12号 令和5年3月14日本部訓令第17号

福井県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 警備艇の運用（第5条—第18条）
- 第3章 乗務員等の勤務（第19条—第27条）
- 第4章 保全（第28条・第29条）
- 第5章 指導教養等（第30条・第31条）
- 第6章 雑則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察における警察用船舶「わかさ」（以下「警備艇」という。）の管理及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水上警察活動

水上において警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定める警察の責務を遂行するために行う活動をいう。

(2) 県内水域

福井県内の全ての海域、河川及び湖をいう。ただし、警備艇が侵入できない水域は除く。

(3) 乗務員

警備艇航行に必要とする船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第18条第1項に規定するところにより必要とされる種類の海技免状を有する福井県警察が採用した船長、機関長及び一等機関士をいう。

(4) 搭乗警察官

所属長から、水上警察活動を推進するため、警備艇への搭乗を命じられた警察官をいう。

（管理・運用責任者）

第3条 生活安全部地域機動警察隊（以下「地警隊」という。）に管理・運用責任者を置き、地警隊の長をもって充てる。

2 管理・運用責任者は、生活安全部長の指揮を受け、警備艇の計画的かつ効果的な運用を行うとともに、安全な航行の確保に当たるものとする。

3 管理・運用責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負うものとする。

(1) 警備艇の運用計画・要領に関すること。

(2) 警備艇の船体及び主要装備品（警備艇に搭載している小型船舶（以下「搭載艇」という。）を含む。）に係る予算要求及び経費の執行に関すること。

(3) 警備艇の使用に関すること。

(4) 警備艇及び主要装備品並びに係留施設（以下「警備艇等」という。）に係る点検整備に

関すること。

(配備・配置)

第4条 警備艇は、地警隊に配備する。

2 地警隊に水上警察隊を置く。

3 水上警察隊に水上警察隊長（以下「隊長」という。）を置き、地警隊の隊長をもって充てる。

4 隊長の下に隊長補佐を置き、地警隊の副隊長をもって充てる。

5 乗務員は、水上警察隊員として地警隊に配置する。

第2章 警備艇の運用

(運用の目的及び基準)

第5条 警備艇は、福井県における水上警察活動を推進するため、県内水域において運用（以下「広域運用」という。）するものとし、管理・運用責任者は、警備艇の効果的な広域運用を図らなければならない。

2 管理・運用責任者は、県内水域を網羅した運用計画を策定し、原則として当該計画に基づき、警備艇を運用するものとする。

3 管理・運用責任者は、警備艇の安全航行について指揮監督を行うものとする。

(運用計画の策定)

第6条 管理・運用責任者は、警備艇運用計画表（年間）（別記様式第1号）及び警備艇運用計画・結果表（月間）（別記様式第2号）を策定し、生活安全部長の決裁を受けるものとする。

2 特別の事情により、前項の運用計画の内容を変更する必要があると認めるときは、管理・運用責任者はこれを変更することができる。

3 船長は、荒天により、警備艇の航行が困難と認めるとき、その他航行中に特別な事情が発生し、運用計画の変更が必要と認めるときは、管理・運用責任者の承認を得て変更することができる。ただし、承認を得るいとまがないときは、必要な措置を講じた後、その結果を遅滞なく管理・運用責任者に報告するものとする。

(基地港)

第7条 警備艇の基地港は敦賀港とし、同港に係留する。ただし、必要に応じて他の港に係留することができる。

(航行)

第8条 警備艇の航行は、乗務員が行う。

(乗務員の任務)

第9条 乗務員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 警備艇の航行に関すること。

(2) 乗務員の身分上可能な水上警察活動に関すること。

(3) 搭乗警察官が行う水上警察活動の支援に関すること。

(搭乗警察官の配置等)

第10条 警備艇を航行するに当たっては、搭乗警察官を配置しなければならない。ただし、乗務員が前条第2号の活動を行うために警備艇を航行する場合には、搭乗警察官を配置しないことができる。

2 搭乗警察官は、原則として、警備艇の応援派遣を必要とする所属の警察官とし、県内水域における水上警察活動を任務とする。

(乗務員及び搭乗警察官以外の搭乗)

第11条 管理・運用責任者は、必要に応じて、乗務員及び搭乗警察官以外の警察職員又は警察職員以外の関係者を搭乗させることができる。

(警備艇における指揮)

第12条 警備艇における指揮は、船員法（昭和22年法律第100号）に定めるとおりとし、搭乗警察官は、船長に対して、水上警察活動を適切に推進するための助言を行うものとする。

(警備艇の応援要請)

第13条 警備艇の応援派遣を必要とする所属長は、管理・運用責任者に対して、警備艇派遣要請書（別記様式第3号）により警備艇の派遣を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、遅滞なく警備艇派遣要請書を提出するものとする。

- 2 管理・運用責任者は、警備艇応援派遣の適否を判断し、警備艇の応援派遣先の所属長（以下「派遣先所属長」という。）に対して、警備艇の運用要領について必要な指示をすることができる。
- 3 派遣先所属長は、応援派遣を受けて警備艇を運用する場合には、自所属の搭乗警察官を配置するとともに、警備艇が応援派遣先において任務を開始してから終了するまでの間、警備艇の使用について指揮監督しなければならない。
- 4 派遣された警備艇は、派遣先所属長の指揮監督を受けて活動するものとし、船長が警備艇の航行が困難と認めるとき、その他航行中に特別な事情が発生したと認めるときは、第6条第3項を準用する。
- 5 他の都道府県警察、関係機関等から派遣要請があった場合は、管理・運用責任者がその適否を判断するものとする。
- 6 警備艇及び乗務員の運用等に疑義が生じた場合には、派遣先所属長及び管理・運用責任者が協議するものとする。

(事件事故等の引継ぎ)

第14条 乗務員及び搭乗警察官は、警備艇乗務中に取り扱った事件、事故等について、必要に応じて、遅滞なく関係所属に報告するとともに、警察署に引き継ぐものとする。

- 2 事件、事故等を引き継ぐ警察署は、当該事件事故等の発生地点又は検挙地点から最も近い沿岸を管轄する警察署とする。ただし、これにより難いときは、管理・運用責任者及び関係所属長が協議の上、決定するものとする。

(事故等の報告)

第15条 船長は、海難事故、天災事故その他の理由により警備艇が損傷したとき、又は警備艇の運用に起因して人命、工作物等に損害を与えたときは、直ちに管理・運用責任者に報告しなければならない。

- 2 管理・運用責任者は、前項の事故等を認知したときには、警察本部長に報告するものとする。
- 3 船長は、警備艇の航行中及び警備艇等を点検した結果、異常を発見した場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理・運用責任者に報告しなければならない。
 - (1) 警備艇の安全航行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 警備艇等の耐久性に著しく悪影響を及ぼすおそれがある場合
 - (3) その他警備艇等の保全整備に関して参考となる事項がある場合

(運用結果の報告)

第16条 船長は、警備艇の当日の運用結果について、活動日誌（別記様式第4号）により隊長に報告するものとする。

- 2 管理・運用責任者は、月ごとの運用結果について、警備艇運用計画・結果表（月間）及び警備艇活動結果表（月間）（別記様式第5号）により、生活安全部長に報告するものとする。

(航行上の留意事項)

第17条 乗務員は、警備艇の航行に当たっては、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）その他の法令に定めるもののほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 服装を端正にし、厳正な規律の下に行動すること。
- (2) 水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に定める水上警察旗を掲げること。
- (3) 出港前に警備艇の点検を行い、航行の安全を期すること。
- (4) 平素から海港の地形、潮流、水深、潮の干満等を把握し、常時、気象の変化に留意し、

航行の安全を期すとともに、荒天時には、自船の安全を確保するために万全の処置をとること。

- (5) 航行中は、必ず見張り員を置くこと。この場合においては、見張りの妨げとなる行為は、厳に慎むこと。
- (6) 警備艇の出港又は帰港に当たっては、通信指令課に無線報告すること。
- (7) 活動中は、常時無線を開局しておくとともに、原則として1時間ごとに、活動状況、異常の有無等を通信指令課に報告すること。
- (8) 帰港し、離船するときは、確実に施錠及び係留を実施すること。
- (9) 活動中必要により離船するときには、警戒員1人を配置すること。ただし、やむを得ず、全員が離船するときには、確実に施錠及び係留を実施するとともに、その理由、行き先、所要時間等を隊長に報告すること。

(搭載艇の運用)

第18条 船長は、県内水域及び警備艇が侵入できない水域において、水上警察活動を推進するため必要があるときは、管理・運用責任者又は派遣先所属長の承認を得た上で、搭載艇を運用することができる。

2 搭載艇の航行は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の2に規定するところにより必要とされる小型船舶操縦士の免許を有し、船長が使用を許可した警察職員が行うものとする。

第3章 乗務員等の勤務

(乗務員の勤務制)

第19条 乗務員の勤務は、毎日制勤務（福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号）別表2に規定する毎日制勤務）とする。

(乗務員の勤務方法)

第20条 乗務員の勤務方法は、通常勤務、特別勤務、転用勤務、上架中の勤務、警備艇警戒勤務及びその他の勤務とする。

(搭乗警察官の勤務方法)

第21条 地域警察官が搭乗警察官として水上警察に係る勤務を行う場合は、福井県地域警察の運営に関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第8号）に規定する特別勤務とする。

2 搭乗警察官の警備艇における勤務方法は、前条の規定を準用する。

(通常勤務)

第22条 通常勤務は、乗務員が通常において基本として行う勤務方法をいい、海上警ら及び待機により行うものとする。

2 海上警らは、県内水域を警備艇により巡航することにより行うものとする。

3 待機は、事件、事故等が発生した場合に直ちに出勤できる体制を保持しながら、警備艇、主要装備品等の点検整備並びに書類の作成及び整理を行うものとする。

4 乗務員の通常勤務における勤務時間の割振りは、一週間当たり、海上警らにあつては30時間を、待機にあつては8時間45分を基本とする。

(特別勤務)

第23条 特別勤務は、管理・運用責任者から命ぜられ、又は船長が必要と認める場合に管理・運用責任者の承認を得て、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 緊急配備等のための活動
- (2) 県内水域において事件事故等が発生した場合の初動活動
- (3) 県内水域における水難救助又は行方不明者の捜索活動
- (4) その他地域警察の任務を達成するために必要な特別な活動

(転用勤務)

第24条 転用勤務は、管理・運用責任者から命ぜられ、又は船長が必要と認める場合に管理・運用責任者の承認を得て、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 大規模な災害警備活動
- (2) 警衛、警護及び警備実施活動

- (3) 特定要人、捜査員等の搬送活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通常勤務及び特別勤務以外に警備艇の使用が必要と認められる活動
(上架中の勤務)

第25条 上架中の勤務は、警備艇を上架し、整備する場合における勤務方法をいい、整備立会い及び待機を行うものとする。

- 2 整備立会いは、整備場所において整備状況の確認、指導等を行うものとする。
- 3 待機は、整備業者等との打合せ、警備艇、主要装備品等の点検整備並びに書類の作成及び整理を行うものとする。
(警備艇警戒勤務)

第26条 警備艇警戒勤務とは、管理・運用責任者から命ぜられ、又は船長が必要と認める場合に管理・運用責任者の承認を得て、警備艇の警戒活動に当たるものとする。

(その他の勤務)

第27条 その他の勤務とは、他の都道府県警察、関係機関等からの派遣要請に基づく活動に当たるものとする。

第4章 保全

(点検)

第28条 警備艇等の点検は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところより実施しなければならない。

- (1) 日常点検
船長が機関長及び一等機関士を指揮して毎就航前に行う点検
 - (2) 臨時点検
船長が必要により機関長及び一等機関士を指揮して行う点検
 - (3) 特別点検
管理・運用責任者が、毎年1回以上実施日を定めて行う点検
- 2 日常点検及び特別点検は、警備艇日常点検表(別記様式第6号)の点検項目に基づき実施し、日常点検の実施結果は、月ごとに警備艇日常点検表により、管理・運用責任者に報告するものとする。
- 3 臨時点検は、船長が、日常点検、警備艇の航行等を通じて、警備艇等に不具合を認めた場合に行うものとする。

(整備)

第29条 警備艇及び主要装備品の整備は、次の各号に掲げる区分により実施するものとする。

- (1) 定期整備
年間計画に基づく整備
 - (2) 臨時整備
警備艇及び主要装備品の故障、損耗、損傷等に応じて、臨時に行う整備
- 2 警備艇及び主要整備品の整備が必要な場合、船長は、管理・運用責任者に対して、警備艇整備申請書(別記様式第7号)により申請するものとする。

第5章 指導教養等

(指導教養)

第30条 管理・運用責任者は、乗務員に対して、次の各号の事項について指導教養しなければならない。

- (1) 警備艇の航行等に必要な知識及び技術
- (2) 警備艇の安全航行に関する措置及び対応
- (3) 警備艇、主要装備品及びその他装備資機材の活用及び保守管理
- (4) 事件、事故等の処理
- (5) 海上災害発生時の措置
- (6) 水難救出・救助活動

(7) その他警備艇乗務員等の活動に関し必要な事項

(訓練)

第31条 船長は、警備艇の効果的かつ適切な運用のために必要な訓練を実施しなければならない。

第6章 雑則

(警備艇履歴カード)

第32条 船長は、警備艇の管理の状況を明らかにするため、船体及び補助機関の性能、主要な装備等を警備艇履歴カード(別記様式第8号)に記録しておくものとする。

(警備艇乗務員の被服等)

第33条 警備艇乗務員に支給する被服等は、警備艇乗務員被服等(別表)のとおりとし、着用期間は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号)第3条の規定を準用する。ただし、特別の事情がある場合は、その支給の品目の員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

2 警備艇乗務員は、支給された被服を着用しなければならない。ただし、管理・運用責任者又は隊長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の被服等は、警備艇乗務員が退職、配置換え等で、その業務から離れたときには、管理・運用責任者に返納しなければならない。

(細部事項)

第34条 この訓令を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

附 則(令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

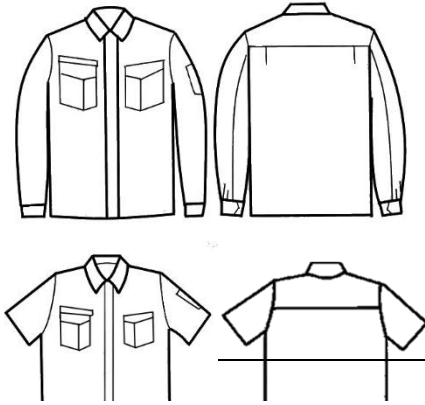
附 則(令和5年3月14日福井県警察本部訓令第17号)



この訓令は、令和5年3月14日から施行する。

別表

警備艇乗務員被服等

品 目	制 式	形 状	備 考
警備艇帽子	紺色のアポロキャップとする。		冬用と夏用の二種類とし、夏用は後頭部がメッシュ地とする。
防寒着	ブルゾンタイプとする。		
警備艇雨衣	ナイロン製。裏地が総メッシュのものでオレンジ色(反射材テープ使用)とする。		背面に「POLICE」の文字を入れるものとする。

品 目	制 式	形 状	備 考
作業服（上下）	<p>上着は、ジップアップのブルゾン型とし、紺色、ポリエステル製とする。</p>		<p>左胸部に「警備艇わかさ」の文字を入れるものとする。</p>
作業服（夏用）	<p>ボタン留めの綿製（薄生地）で、紺色とする。</p>		<p>長袖と半袖の二種類とし、左胸部に「警備艇わかさ」の文字を入れるものとする。</p>
作業靴	<p>黒色、革製短靴で、靴底に滑り止め加工、つま先に鉛が入っているものとする。</p>		
品 目	制 式	形 状	備 考

長靴	黒色とする。		
短靴	形状、地質ともに警察官に同じ。		

※別記様式省略